

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成31年3月11日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成31年3月11日(月曜日)

午前9時58分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算

議案第50号 平成31年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第64号 平成31年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第68号 平成31年度熊本県病院事業会計予算

議案第80号 熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①住まいの再建に向けた支援策について

②被災地のコミュニティの再生に係るくまもと型福祉のまちづくり推進指針の策定について

③災害救助法の一部改正に伴う救助実施市の指定について

④第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画について

⑤熊本県配偶者等からの暴力の防止及

び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)について

⑥熊本県アルコール健康障害対策推進計画について

平成30年度厚生常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員(8人)

委員長 高野 洋 介

副委員長 岩本 浩 治

委員 岩中 伸 司

委員 岩下 栄 一

委員 藤川 隆 夫

委員 小早川 宗 弘

委員 西 聖 一

委員 松野 明 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑 陽 一

総括審議員

兼政策審議監 渡辺 克 淑

医監 迫田 芳 生

長寿社会局長 福田 充

子ども・

障がい福祉局長 柳田 紀代子

健康局長 田原 牧 人

首席審議員

兼健康福祉政策課長 沼川 敦 彦

健康危機管理課長 厚地 昭 仁

首席審議員

兼高齢者支援課長 唐戸 直 樹

認知症対策・

地域ケア推進課長 柴田 英 伸

社会福祉課長 島川圭二
子ども未来課長 吉田雄治
子ども家庭福祉課長 木山晋介
障がい者支援課長 永友義孝
医療政策課長 岡崎光治
首席審議員兼国保・
高齢者医療課長 早田章子
健康づくり推進課長 新谷良徳
薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 三角浩一
総務経営課長 緒方克治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠田仁
政務調査課主幹 吉田晋

午前9時58分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第7回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部の古閑でございます。本日は、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、着座にて御説明を申し上げます。

健康福祉部関係の議案等につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例関係4議案でございます。

まず、第48号議案、平成31年度熊本県一般会計予算につきましては、総額1,621億5,000万円余の予算をお願いしております。

主な内容について、4つの項目に分けて御説明をいたします。

初めに、県政の最重要課題である被災者の住まいの再建支援についてでございます。

これまで実施してきました5つの支援策を初めとするさまざまな取り組みにより、本年1月末時点で、約2万9,000人の方々が再建を実現されました。

しかしながら、今なお1万9,000人の方々が仮設住宅で生活されています。その中には、生活困窮や高齢、障害などさまざまな課題を抱え、自立での再建が困難な方々もいらっしゃることから、地域支え合いセンターや生活再建支援専門員等による伴走型支援により一層きめ細やかに取り組んでまいります。

さらに、後ほどその他報告として御説明いたしますが、これまでの5つの支援策に加え、公営住宅に入居される被災者を対象とした6つ目の支援策にも、新たに取り組むと考えております。

2つ目は、結婚、妊娠出産、子育て支援についてです。

総合的な少子化対策に取り組む市町村を支援するため、結婚支援や一般不妊対策、早産予防対策などの取り組みを対象とした新たな交付金制度を創設します。さらに、子育て支援として、放課後児童クラブの開所時間や受け入れ学年を拡充することとしています。これらの取り組みにより、結婚から子育てまで、切れ目のない支援の強化に取り組まします。

また、子供の貧困対策として、市町村とも連携しながら、地域の学習教室による学習機会の確保、充実や居場所づくり等の取り組みを推進してまいります。

3つ目は、高齢者や障害児者への支援についてです。

介護人材の確保に向け、外国人受け入れ環境の整備等を進めるとともに、介護職員の負担軽減に向けた介護ロボットの導入支援や離職防止や定着促進に向けた相談体制の構築等に取り組めます。

また、障害児者の診療や相談ニーズの高まりに対応するため、発達障がい者支援センターや県歯科医師会立口腔保健センターの体制を強化します。

4つ目は、保健、医療の推進についてです。

県民の健康寿命の延伸に向けて、健康経営に取り組む企業、団体への支援の強化や、改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策等を進めてまいります。

また、各圏域における中核的な病院が中心となって、医師が不足する医療機関への医師派遣や人材育成等を行う、新たなネットワークの構築に取り組めます。

さらに、地域包括ケアシステムの実現に向け、各圏域における在宅医療サポートセンターの機能強化や在宅訪問を行う薬局への支援等を進めることで、在宅医療の提供体制を強化してまいります。

このほか、殺処分ゼロを目指す動物愛護の取り組みを加速化するため、動物愛護センター基本計画の策定や啓発の強化等に取り組めます。

続きまして、第50号議案、平成31年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、母子家庭等を対象とした各種貸付金として、1億2,000万円余を計上しております。

次に、第64号議案、平成31年度熊本県国民

健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、1,936億2,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成31年度の当初予算総額は、3,559億1,000万円余となり、平成30年度当初予算と比較しますと、金額にして29億3,000万円余の減額となっております。

続きまして、条例関係につきましては、第82号議案、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について外3議案を提案しております。

このほか、その他報告としまして、住まいの再建に向けた支援策について外5件について御報告をさせていただきます。

以上が、今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成31年度当初予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の2ページをお開きください。

以下、新規事業と金額の大きなものを主に御説明いたします。

まず、社会福祉総務費です。

44億4,204万円余を計上しております。前年度当初予算に比べまして7億7,036万円余の増額となっております。増額の主な要因は、後ほど出てまいります。住まいの再建と総合福祉センターの空調設備長寿命化に伴う予算増によるものです。

右側の説明欄をごらんください。

1、職員給与費は、定年退職予定者を除く平成31年1月1日時点での職員数や給与額に基づいて計上しております。健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載されているものは同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

次の2、社会福祉協議会助成費は、熊本県社会福祉協議会の活動費助成になります。

3、地域福祉振興費のうち、3ページに移っていただきまして、最上段にあります(4)の地域福祉総合支援事業は、地域の縁がわの施設整備に要する経費の助成や、地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等に補助するものです。

次の4、社会福祉諸費のうち、(1)の県総合福祉センター管理費は、県総合福祉センターの管理運営費及び3億7,000万円余の空調設備等改修工事費です。

次に、4ページをお開きください。

4ページ右側説明欄(4)の地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者の日常生活を支え、早期の生活再建を支援するため、市町村が設置する地域支え合いセンターの運営経費についての助成等を行う事業です。

次に、下、5ページをごらんください。

(7)住まいの再建支援事業です。

住まいの再建に向けた5つの支援策のうち、県が直接実施しているリバースモーゲージ型を含む自宅再建の利子助成等の3つの支援策分で、平成30年度2月補正予算の減額分を含め、必要額を要求させていただいております。

次に、6ページをお開きください。

中段の災害救助費をお願いします。

49億6,235万円余を計上しております。前年度に比しまして90億2,659万円余の減額となっております。減額の主な要因は、住まいの再建の進展に伴うみなし仮設住宅の賃借料等の見込み減になります。

右側の説明欄をお願いします。

2、災害救助対策費のうち、(1)の被災者生活再建支援基金拠出金は新規事業です。災害により被災した世帯に対し、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の原資について、昨年11月の全国知事会議での決議に基づき拠出するものです。

(2)の災害救助事業は、熊本地震の被災者に対して行う災害救助法に基づく救助に係る費用で、主にみなし仮設住宅の賃借料等です。平成30年度当初予算比で約95億円の減を見込んでおります。

次に、7ページをお願いいたします。

右側説明欄3、災害弔慰金・見舞金は、熊本地震の被災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する市町村への負担金でございます。

次に、中段の公衆衛生総務費をごらんください。

7,092万円余を計上しております。3億9,674万円余の減額の主な理由は、平成30年度当初予算に計上した化血研事業譲渡の受け皿となる新会社に対する4億円の出資金分の減でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

中段の保健環境科学研究所費につきましては、保健環境科学研究所の運営に関する経費で、2億8,867万円をお願いしております。前年度比1億2,409万円余の減額の主な理由は、単年度事業の空調設備等改修工事費分の減でございます。

下段の保健所費は、県内10カ所の保健所の運営に関する経費で、17億2,057万円余をお願いしております。

9ページの右側説明欄にあります、2、保健所管理運営費では、国の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を受けた保健所の非常用自家発電設備整備の経費を計上しております。

続いて、9ページの中段、民生施設単県災

害復旧費ですが、被災した健軍くらしささえ愛工房の復旧に要する経費で、1,865万円余をお願いしております。

その下、元金は、災害援護資金貸付金の返済に伴う貸付元金の国庫への償還金で、1,176万円余をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額119億6,658万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○厚地健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、上段の公衆衛生総務費でございますが、4億9,600万円余をお願いしております。前年度に比べ5,400万円余の増額となっております。

主な要因は、右側の説明欄3の肝炎対策費でございますが、B型肝炎及びC型肝炎の患者の治療に伴う医療費の助成に加え、平成30年12月から、肝がん、重度肝硬変入院患者が新たに医療費の助成対象となったことなどによる増額でございます。

続きまして、下の欄の結核対策費でございますが、6,400万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄1の結核医療費でございますが、これは、感染症法に基づき、県が入院勧告を行った際の医療費について公費負担を行うものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

予防費でございますが、1億3,100万円余をお願いしております。前年度に比べ4,400万円余の増額となっております。

主な要因は、まず、説明欄1の(3)新型インフルエンザ対策費でございますが、これは、新型インフルエンザの発生に備えて、県が備蓄する抗インフルエンザ薬を、使用期限の関係により更新する必要がございますの

で、1,200万円余を増額するものでございます。

次に、次のページにあります(4)の風しん対策事業でございますが、これは、先議でもお願いいたしましたが、妊娠を希望する女性やその配偶者等を対象とした県が行う無料の抗体検査に伴う費用と、抗体検査の結果、予防接種が必要とされた方に対して助成を行う市町村に対して県が助成を行うものでございまして、昨年からの流行を受け、2,900万円余を増額するものでございます。

なお、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対する、いわゆる追加的対策につきましては、国が直接市町村に補助等を行うスキームとなっておりますが、県としても、県民への情報提供、市町村の全国の医療機関との契約に伴う取りまとめ支援、ワクチンの安定供給に向けた調整など、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

食品衛生指導費でございますが、これは、県民の食品に対する安全を確保するためのものでございまして、具体には、食品営業施設に対する監視指導や食品検査等を行うものであり、9億2,100万円余をお願いしておりますが、前年度に比べ3億6,500万円余の増額となっております。

この主な理由は、次の14ページにございます4の(2)管理・運営費でございますが、食肉衛生検査所の老朽化への対応及び機能強化のため、今年度に引き続き改築工事を行うものであり、3億4,100万円余を増額するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

環境整備費といたしまして、1億8,100万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、説明欄1の動物愛護管理費ですが、県の保健所や動物愛護セ

ンターにおける犬や猫の捕獲、引き取り、収容、譲渡等の主に動物管理の面の業務に必要な経費でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

(2)の動物愛護推進事業は、昨年3月に策定いたしました第3次熊本県動物愛護推進計画に基づき、殺処分ゼロを目指す動物愛護の取り組みを行うための経費でございます。

主な事業は、今年度、有識者に動物愛護センターのあり方を検討していただいたところ、動物愛護の拠点となる施設整備が必要との御提言をいただきましたが、来年度は、これを受けまして、整備の有無を含め、県としての今後の方針を検討するための経費を計上しております。

以上、当初予算といたしましては、総額17億9,400万円余をお願いしております。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

主な事業を御説明します。

まず、社会福祉総務費でございますが、8,175万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

(2)福祉人材緊急確保事業は、福祉・介護分野における人材の新規参入促進、高校生資格取得支援、マッチング機能強化及び定着支援に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

老人福祉費でございますが、13億2,456万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉扶助費は、軽費老人ホーム設置者が行う利用料の一部減免に要する経費の助成でございます。

次の3の高齢者福祉対策費でございますが、主な事業を御説明します。

(1)明るい長寿社会づくり推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加に関する事業の助成でございます。

(2)県老人クラブ連合会活動推進事業及び(3)市町村老人クラブ活動推進事業は、県・市町村老人クラブ連合会の運営や活動に要する経費の助成でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

(4)高齢者能力活用推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する無料職業紹介事業に要する経費の助成でございます。

(5)施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設を円滑に進めるために必要な人件費や広報費等の準備経費の助成でございます。

(6)介護職員勤務環境改善支援事業は、施設等が介護ロボットを導入する経費の助成でございます。

(7)介護アシスタント育成事業は、介護施設等への介護補助職導入に係る取り組みに要する経費の助成でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

(8)介護福祉士を目指す留学生受入支援事業は、日本語教育に要する経費や留学生の受け入れを促進するための海外PR活動に要する経費の助成でございます。

(9)介護入門的研修推進事業は、新規事業でございまして、介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的な支援に要する経費でございます。

4の介護保険対策費でございますが、主な事業について御説明いたします。

次のページの、21ページ(3)でございます。STOP離職！介護職員定着支援事業は、新規事業でございまして、介護職員の離職防止、定着に向けた事業所内の教育研修や相談事業等の支援に要する経費の助成でござい

す。

その下の老人福祉施設費でございますが、19億5,057万円をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

説明欄の(2)介護基盤緊急整備等事業は、市町村等が行う地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備に要する経費の助成でございます。

以上、高齢者支援課の31年度当初予算といたしまして、総額33億5,689万円をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

老人福祉費で274億4,373万円余をお願いしております。

右側説明欄、主な事業を御説明させていただきます。

2、高齢者福祉対策費でございます。

(1)熊本型介護予防機能強化事業は、介護予防事業を推進する市町村への研修の実施と各種支援に要する経費でございます。

(2)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症の医療体制や関係機関の連携体制、認知症に関する相談体制の充実強化に要する経費でございます。

資料25ページをお願いいたします。

説明欄一番上の(6)自立支援型ケアマネジメント多職種人材育成事業は、自立支援の強化に向けた医療・介護専門職の人材育成研修に要する経費について助成するものでございます。

(7)認知症サポーターアクティブチーム支援事業は、認知症サポーターの養成や活動の活性化に要する経費、認知症高齢者の見守り活動等に係る経費について助成するものでございます。

資料26ページをお願いいたします。

説明欄一番上、(9)在宅医療サポートセンター事業は、在宅医療の推進に向けた地域の在宅医療サポートセンターの設置に要する経費について助成するものでございます。

(10)精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業は、精神科病院が行うチーム派遣による合同カンファレンスや研修等に要する経費について助成するものでございます。

次に、3の介護保険対策費の主な事業について御説明いたします。

(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)地域支援事業交付金交付事業は、市町村に対する法定の負担金、交付金等でございます。

27ページをお願いいたします。

説明欄一番下、(5)第7期介護保険事業計画支援事業は、第7期市町村介護保険事業計画の推進及び業務の効率化に向けた研修会の開催等に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

説明欄一番上、(6)中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業は、中山間地域等の条件不利地域において市町村等が行う在宅サービス提供体制の整備に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、4、介護保険財政安定化基金積立金でございますが、こちらは、介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息の積み立てでございます。

29ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,157万円余をお願いしております。

説明欄、お願いいたします。

1の保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築のための協議会の開催等に要する経費でございます。

次に、医務費でございますが、1,094万円余をお願いしております。

1の歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事

業は、在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療調整や相談への対応及び在宅歯科医療に関する普及啓発等に要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、平成31年度当初予算としまして、総額274億6,625万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

30ページをお願いいたします。

主な事業を説明いたします。

まず、社会福祉総務費としまして3億575万円を計上しております。

説明欄2の民生委員費は、民生・児童委員の費用弁償等に要する経費でございます。

3の生活福祉資金貸付事業費の貸付事務費補助は、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務経費について、2つ下の4、(2)日常生活自立支援事業は、認知症高齢者等、判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助等の事業について助成するものです。

31ページをお願いいたします。

下段の遺家族等援護費につきましては、6,749万円余を計上しております。

32ページの説明欄2、(2)の引揚者等援護事務費及び(3)の引揚者等援護扶助費は、帰国された中国残留邦人の方に対する支援給付費等でございます。

33ページをお願いいたします。

生活保護総務費として8億3,589万円を計上しております。前年度に比べ4,693万円の減額となっております。

説明欄1、生活保護事務費のうち、(2)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、大学等への進学を支援するための生活資金を貸し付ける事業でございます。

(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、生

活困窮者に対する総合相談支援や就労支援等に要する経費でございます。

(4)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、(3)の総合相談支援事業で策定されました新プランにより、家計相談や子供の学習支援等を実施するものでございます。

生活困窮者自立支援法等の改正に対応するため、前年度に比べ785万円余の増額となっております。

34ページをお願いいたします。

扶助費として38億7,557万円を計上しております。前年度に比べ8,682万円余の減額となっております。

これは、説明欄1、生活保護扶助費のうち、(1)生活保護について、所要見込み額の減により、前年度と比べ8,007万円余の減額となっていることが主な要因でございます。

以上、社会福祉課合計で50億8,470万円余をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸し付けにつきまして、平成31年度新規貸し付けに、大学等の在学期間中継続して貸し付ける必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

36ページをお願いいたします。

主な事業につきまして、増減理由も含めて御説明いたします。

まず、一番下の段の児童福祉総務費ですが、27億2,730万円余をお願いしております。

37ページの説明欄をお願いいたします。

児童健全育成費の(1)の多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の保育料無料化を実施

する市町村への助成です。

本事業は、国の幼児教育、保育の無償化に伴い、10月以降、第3子以降の3歳未満児のみが対象になるため、3億5,000万円の減額となっております。

(3)の児童健全育成事業及び(4)の放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの運営や施設整備費についての市町村への助成です。開所時間の延長等や整備クラブ数の増加により2億5,000万円の増額となっております。

(5)の子育て支援強化事業費補助金は、子育て支援拠点の助成でございます。

(6)の「よかボス倶楽部」活動事業は、新規事業で、企業における結婚支援を応援するため、交流支援センターの設置等に要する経費でございます。

38ページをお願いいたします。

4の(1)の保育士人材確保事業は、保育士の再就職支援経費や保育補助者の雇い上げ事業の助成です。補助対象保育所の増加により、1億円の増額となっております。

下段の児童措置費は、147億8,055万円余をお願いしております。

これは、保育所や認定こども園などの給付費の県負担分です。箇所数の増加により、4億2,300万円余の増額となっております。

39ページをお願いいたします。

児童福祉施設費は、10億7,450万円余をお願いしております。

2、市町村保育施設運営費補助の(1)は、延長保育等の助成、(2)は、病児・病後児保育の助成です。

4は、社会福祉施設における退職手当の支給経費について助成するものです。

40ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費として11億4,319万円余をお願いしており、約9,600万円の増額となっております。

主なものといたしましては、5、母子医療

対策費の(1)は、特定不妊治療の助成です。

41ページをお願いいたします。

(4)は、小児慢性特定疾病に係る医療給付に要する経費、6の(1)は、乳幼児医療費の助成です。6の(2)の少子化対策総合交付金事業は、新規事業で、少子化対策に総合的に取り組むため、市町村が行う結婚支援、一般不妊対策、早産予防について助成するものです。

42ページをお願いいたします。

私学振興費として14億6,048万円余をお願いしており、約3億2,700万円の減額となっております。

1の(1)は、私立幼稚園の運営費の助成で、私学助成対象の幼稚園の減少により、約1億8,000万円の減額となっております。(2)は、障害児を受け入れている私立幼稚園への助成、(4)は、認定こども園の施設整備の助成で、箇所数の減少により、1億6,000万円の減額となっております。

下段の教育施設災害復旧費として、3,066万円をお願いしております。これは、熊本地震で被災した幼稚園の復旧費について助成するものでございます。

以上、当課合計で214億1,297万円をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料43ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、2段目の社会福祉施設費は、3,400万円余をお願いしております。

右の説明欄1、女性相談センター費の(1)DV対策支援事業は、女性相談センターにおけるDV相談対応や関係機関会議、研修等に要する経費です。

次に、44ページをお願いいたします。

児童福祉総務費は、1億8,100万円余をお

願っております。

説明欄3、児童健全育成費の(2)こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業は、乳児がいる家庭への訪問事業など、児童虐待の発生子防、対策等を実施する市町村に対し助成を行うものです。

45ページをお願いいたします。

2段目の児童措置費は、72億9,500万円余をお願いしております。

説明欄1、児童扶助費の(1)から(3)は、保護を必要とする児童や母子を児童養護施設や母子生活支援施設等へ入所措置するための費用です。

なお、児童措置費は、前年度比で6,400万円余の増額となっております。

これは、(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費において、施設職員の配置数の増加や職員の処遇改善に伴い、措置費の所要見込み額が増加したことが主な要因です。

46ページをお願いいたします。

説明欄3、児童手当費の児童手当市町村交付金は、中学生までの子供を持つ保護者に対して支給する児童手当について、県負担分を市町村に交付するものです。

下段の母子福祉費は、21億5,000万円余をお願いしております。

説明欄1、ひとり親対策費の(2)ひとり親家庭等支援事業は、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、生活費の一部を支給する高等職業訓練促進給付金を初めとする、ひとり親家庭等への支援に要する経費です。

47ページをお願いいたします。

説明欄(3)、ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、地域の学習教室を設置し、ひとり親家庭の子供に学習支援等を行うために要する経費です。今回、新たに対象事業の拡大や子供の居場所機能の充実を図ることとしております。

(4)子どもの貧困対策推進事業は、子ども食堂に取り組む民間団体と連携した啓発イベ

ント等の実施、市町村が行う学習支援や住民への啓発事業などに要する経費について助成するものです。今年度からの継続分も含め、支援対象市町村を20に拡大し、子供の貧困対策を全県的に推進していくこととしております。

説明欄3、児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等に対し、月約4万円の手当を支給する事業です。

説明欄4、ひとり親家庭等医療費は、市町村が行うひとり親家庭等の医療費の自己負担軽減に要する経費について助成するものです。

48ページをお願いいたします。

児童福祉施設費として、2億5,900万円余をお願いしております。

説明欄1、児童福祉施設運営指導費の(2)児童養護施設等の職員人材確保事業は、新規事業で、児童養護施設等で実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間非常勤職員として採用し、人材確保を図るために要する経費を助成するものです。

説明欄2、児童福祉施設整備費の清水が丘学園整備事業は、新規事業で、清水が丘学園の整備に向けた敷地測量や基本計画の策定に要する経費です。

49ページをお願いいたします。

説明欄(4)、子ども虐待防止総合推進事業は、児童虐待防止に係る各種事業に要する経費です。

50ページをお願いいたします。

説明欄(2)、中央一時保護所管理運営費(扶助費)は、児童相談所が虐待を受けた児童等を一時保護する際に必要な食費、被服費、医療費等に要する経費です。

以上、子ども家庭福祉課の平成31年度一般会計当初予算は、最下段のとおり、総額99億2,300万円余をお願いしております。

次に、51ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

母子家庭等の児童の身元保証は、ひとり親家庭の児童が就職する際、県がかわりに身元保証を行うもので、当該保証が複数年度にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の52ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、社会福祉総務費で890万円余を計上しております。

右の説明欄のUDやさしいまちづくり普及啓発事業は、ハートフルパスやヘルプカードの普及など、やさしいまちづくりを推進するための経費でございます。

次に、下段の障害者福祉費で163億8,800万円余を計上しております。前年度と比較しまして7億2,600万円余の増額となっております。これは、右の説明欄1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業で、障害者施設の入所及び通所サービス利用者の増加等により、5億5,000万円余が増額となっていることが主な要因でございます。

53ページをお願いします。

2、障がい者福祉諸費の(2)市町村地域生活支援事業は、市町村が行います相談支援を初め、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援等に助成するものでございます。

54ページをお願いいたします。

(7)2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業は、大会遠征費や競技用具購入費の助成及びメンタルサポート等を行うなど、同大会に出場の可能性がある選手の育成強化に要する経費でございます。

3、障がい者福祉施設整備費は、社会福祉法人等が行いますグループホームの創設な

ど、施設整備費について助成するものでございます。

55ページをお願いします。

5、重度心身障がい者医療費は、市町村が行う重度心身障害児者の医療費助成事業について助成するものでございます。

7、発達障害者福祉費の(2)及び(3)の事業は、発達障害者の総合的な専門相談機関である県北と県南の2つの発達障がい者支援センターの運営に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。

(4)発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害の対応が可能となる医療体制の整備に向け、専門医の養成を行うとともに、新たな取り組みとして、発達障がい者支援センターに心理士を配置し、診断待機期間の解消等を進めるための経費でございます。

次に、最下段の児童措置費で35億5,000万円余を計上しております。前年度と比較しまして8億円余の増額となっております。これは、右の説明欄1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業で、放課後等デイサービスなどの通所サービス利用者の増加により、7億9,200万円余が増額となっていることが主な要因でございます。

57ページをお願いします。

次に、中段の児童福祉施設費で10億4,200万円余を計上しております。

右の説明欄1のとおり、宇城市松橋町にありますこども総合療育センターの管理運営に要する経費でございます。

58ページをお願いします。

次に、精神保健費で2億8,800万円余を計上しております。

右の説明欄1、精神保健費の(3)こころのケアセンター運営事業は、被災者の心のケアを行うために設置している熊本こころのケアセンターの運営に要する経費でございます。

(5)の、これは新規事業でございます。措

置入院者の退院後支援事業は、退院後支援計画の作成など、地域生活への円滑な移行へつなげるために必要な支援に要する経費でございます。

59ページをお願いします。

最下段、県立病院事業会計繰出金ですが、地方公営企業法に基づく県立こころの医療センターへの繰出金として、8億9,100万円余を計上しております。

以上、障がい者支援課で総額222億7,100万円余を計上しております。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎医療政策課長 医療政策課です。

60ページをお願いいたします。

主な事業を説明いたします。

公衆衛生総務費で68億3,200万円余を計上しております。前年度比で約5億5,000万円の増となっております。

説明欄をお願いいたします。

2の保健医療推進対策費、(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能拡充のために行う施設や検査機器等の設備に対して助成するものです。31年度は、事業者からの要望増に伴い、7億円余り増額しております。

61ページをお願いいたします。

(4)の医師確保総合対策事業は、医療機関や大学、女性医師等を対象とした医師確保対策全般の経費です。

地域の拠点病院に医師を派遣し、新たな地域医療ネットワーク構築のための熊本大学への寄附講座の設置や僻地の医療機関に医師を派遣するドクタープール制度などに取り組むこととしております。

(6)の災害医療対策事業は、災害派遣医療チーム、DMATの体制整備に要する経費や熊本地震時の健康悪化などの解析等に要する

経費について助成を行うものです。

62ページをお願いいたします。

(9)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、県内の医療機関、薬局等において、患者情報のネットワーク構築に要する経費について助成するものです。

(10)の御所浦医療提供体制強化支援事業は、架橋事業の休止に伴う島民の方々の医療面の不安解消のための事業です。老朽化しております御所浦診療所と歯科診療所を集約し、地域医療を担う医師の研修機能を備えた新たな診療所の整備について助成するものです。

(11)の病床機能分化・連携推進事業は、地域医療構想で定める構想区域で不足する病床機能へ転換を行う医療機関に対する助成等です。

63ページをお願いいたします。

(13)の多言語コールセンター運営事業は、熊本に來られた外国人の方が安心して医療を受けられる体制確保のための多言語コールセンターの運営費について助成するものです。国際課等と連携して進めてまいります。

最下段、5の地域医療介護総合確保基金積立金は、医療分、介護分を含め、合わせた基金の積立額です。介護分の増に伴い、4億円余り増額しております。

64ページをお願いいたします。

医務費で1億6,232万円余を計上しております。

説明欄2、へき地医療対策費の(2)へき地医療施設・設備整備費補助は、僻地の拠点病院等の施設整備等に対し助成するものです。

65ページをお願いいたします。

説明欄3、歯科行政費の障がい児・者歯科医療提供体制強化事業は、歯科医師会が運営しております熊本県口腔保健センターが行う障害児者の方々への歯科診療や人材育成経費に対し助成を行うものです。

続きまして、保健師等指導管理費で4億

9,500万円余を計上しております。

説明欄1、看護行政費の看護師養成所等運営費補助は、県内11の養成所に対する助成です。

2の看護師等確保対策費の(1)看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援、就労環境の改善等に取り組むものです。

以上、66ページに記載しておりますが、医療政策課は、総額で78億724万円余を計上しております。

続きまして、67ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

医師修学資金貸し付けは、地域で働く医師を確保するため、熊本大学の医学生等を対象とするもので、来年度は11名分、限度額7,897万円の設定をお願いするものです。

説明は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料68ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

国民健康保険指導費で77億3,626万円をお願いしております。前年度比6億4,139万円余の増は、主には、説明欄3、国民健康保険制度安定化対策費で、市町村が行う低所得世帯の保険料(税)の軽減等に係る県負担金の増によるものでございます。

続きまして、下段の公衆衛生総務費で280億2,363万円余をお願いしております。前年度比9,788万円余の増は、次のページ、69ページの説明欄2、後期高齢者医療対策費、(1)後期高齢者医療給付費負担金で、これは、後期高齢者医療に係る県負担金でございますが、1人当たり医療費及び被保険者数の増による県負担金の増によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金で121億4,728万円余をお願いしております。これは、特別会計への法定繰出金でございます。前年度比6億2,398万円余の減は、特別会計において公費収入の増を見込んでいることから、一般会計からの繰出金の減を見込んでいるものでございます。

以上により、一般会計予算として479億717万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の71ページをお願いします。

公衆衛生総務費で26億9,400万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

3の健康づくり推進費でございます。

(1)の健康長寿推進事業は、地域福祉基金等を活用した事業で、県民の健康寿命の延伸のため、健康づくり意識の醸成や、企業、団体に対しての健康経営の推進に要する経費でございます。

(2)の健康増進計画推進事業は、第4次くまもと21ヘルスプランに基づく県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

72ページをお願いします。

(3)の糖尿病医療の均てん化・ネットワーク支援事業は、糖尿病の発症予防や重症化予防のため、医療スタッフの養成や2次医療圏域ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費についての助成でございます。

(5)の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

73ページをお願いします。

(8)及び(9)のがん診療施設に係る整備事業は、がん診療に必要な設備または施設の整備に要する経費への助成でございます。

(10)の緩和ケア提供体制発展事業は、新規事業です。がん緩和ケアに関する人材育成及び体制整備に要する経費についての助成でございます。

(11)のがん相談機能発展事業も新規事業です。がん相談員を対象とした研修の実施やがん患者の支援体制整備に要する経費でございます。

74ページをお願いします。

(12)の医科歯科病診連携発展事業も新規事業です。がん診療における医科歯科連携を推進するための歯科医師や医師、歯科衛生士等への研修等に要する経費でございます。

75ページをお願いします。

原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し手当等の支給を行うものでございます。

7の難病対策費です。

(1)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

76ページをお願いします。

中段の予防費につきましては、428万円余をお願いしております。

説明欄1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の普及啓発等に要する経費でございます。

次に、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金で3億2,050万円余をお願いしております。これは、市町村が実施する特定健診等の実施に必要な経費について、国保特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上により、一般会計予算として30億1,883万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、700万円余をお願いしております。

右の説明欄の1、保健医療推進対策費の移植医療推進普及啓発事業は、移植医療の推進を図るため、主に熊本赤十字病院に設置する県臓器移植コーディネーターに係る経費でございます。

下段の生活衛生指導費は、2,300万円余をお願いしております。

右の説明欄の1、生活衛生対策費、(1)生活衛生環境確保対策事業は、県民の日常生活に関係の深い理容所、美容所、旅館などの生活衛生関係営業施設の許可や監視指導などに要する経費でございます。

(2)住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に伴う事業者からの届け出の受理、指導監督等に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行う生活衛生営業振興事業に要する経費について助成をするものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

下段の薬務費は、5,470万円余をお願いしております。

右の説明欄の2、薬務行政費、(1)薬事許認可事業は、薬局などの開設、医薬品や医療機器などの製造販売に関する許認可事務、登録販売者試験の実施及び薬局機能情報システムの運用などに要する経費でございます。

79ページをお願いいたします。

右の説明欄の(4)在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局、薬剤師により在宅医療を地域単位で推進するため、熊本県薬剤師会が行う在宅薬剤師支援センターの運営などについて、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

(5)薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業は、県民みずから医療関係者の助言を得るなどしながら健康の増進を図る、いわゆるセルフメディケーションを推進するた

め、薬局の薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりに要する経費で、国の委託を受けて全額国庫で行うものでございます。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、総額で1億4,800万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしく願います。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

80ページをお願いいたします。

議案第50号、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

まず、1段目の母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭等に対し、子供の修学資金や生活資金などの各種貸し付けを行うものでございます。

実績の伸び率等に基づきまして、前年度と比較して100万円余の減額を行い、1億円余をお願いしております。

2段目の元金ですが、決算上の繰越金が国の定める基準額を超過した場合、貸付金の財源の一部を国に償還するものです。

3段目の一般会計繰出金についても、国への償還金と同様に、県の一般会計に返還するものです。

以上、母子父子寡婦福祉資金特別会計の平成31年度当初予算は、最下段のとおり、1億2,700万円余をお願いしております。

続いて、81ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における債務負担行為の設定です。

当該貸し付けが複数年度にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしく願います。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

82ページをお願いいたします。

議案第64号、国民健康保険事業特別会計でございます。

特別会計の総額は1,936億1,122万円余でございます。前年度比12億2,008万円余の増は、説明欄1の国民健康保険給付費等交付金において、市町村が行う保険給付への交付金の増が主な理由でございます。

83ページをお願いいたします。

情報処理関連業務に係る保守委託の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

84ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

説明欄1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や特定健診未受診者対策のための研修や分析に要する経費でございます。1,644万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料、飛びまして、88ページをお開きください。

条例等議案です。

議案第80号、熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

詳細は、右側89ページの概要で説明させていただきます。

これは、平成28年の社会福祉法の一部改正に伴い、県の社会福祉審議会の調査審議事項に精神障害者福祉に関する事項を追加できることとされました。これを受けまして、本県

といたしましても、最近の精神障害者福祉を含む複合的な課題に対応していくために、現在、調査審議の対象となっていない精神障害者福祉に関する事項を新たに追加する一部改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日としております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次に、説明資料90ページをお願いいたします。

議案第81号、熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

90ページに条例案、92ページにその概要を記載しております。

92ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令及び医師法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正を踏まえまして、県条例を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

高齢者支援課からは以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

94ページをお願いいたします。

議案第82号、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の95ページの概要で御説明いたします。

本年12月に予定しております民生委員の一斉改選に向け、市町村ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、定数の変更を行うものでございます。

2の内容でございますが、(1)に記載の7市町村で1名から3名の増員、(2)の長洲町で1名減となりまして、全体では11名の増員となります。

改正内容につきましては、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はございませんでした。

施行期日は、一斉改選の期日である本年12月1日としております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡崎医療政策課長 医療政策課でございます。

96ページをお願いいたします。

議案第83号、熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

98ページの条例の概要により御説明いたします。

まず、改正の趣旨ですが、医療法及び医療法施行規則の一部改正に伴い、条例の規定を整理するものでございます。

主な内容は、(2)ですが、医療法施行規則の一部改正に伴い、既存病床数の算定に係る補正及び療養病床を有する病院等における看護師等の人員基準の緩和について、経過措置の期間を延長するものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、付託議案につい

て担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、三角病院事業管理者。

○三角病院事業管理者 病院局の三角でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明申し上げます。

今回提案しております議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

初めに、患者数の動向でございます。本年度は、入院患者延べ数及び外来患者延べ数とも、昨年度に比べ、若干減少する見込みとなっております。児童・思春期病棟開設に伴う病床調整の影響等が考えられますが、今後精査してまいります。

次に、当センターの運営の状況でございます。当センターでは、政策的、先導的精神科医療への取り組みとして、患者の地域移行支援や、児童・思春期医療に取り組んでいるところでございますが、これらの取り組みに対する認知度も上がってきており、利用率等も順調に推移しております。

また、導入準備を進めておりました電子カルテにつきましては、今月から本格稼働いたしました。より効率的な運営が図られるよう、引き続き、勤務環境の改善に取り組んでまいります。

健全で安定的な病院経営が行っていただけるよう、今後も収益の確保を図りながら、県立の精神科医療機関として、時代のニーズに応じた適切な医療の提供に努めてまいります。

それでは、今回提案しております議案第68号、平成31年度熊本県病院事業会計予算について御説明いたします。

こころの医療センターの管理運営に要する経費として、収益的収支で17億5,700万円余、設備の更新等に係る経費として、資本的収支で4億2,400万円余、これらを合わせ、総額21億8,100万円余を計上しております。

以上が、今回の議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

資料につきましては、85ページをお願いいたします。

病院事業会計には、収益的収支と資本的収支があります。下の(注)に記載しておりますが、収益的収支とは、病院事業に伴って発生する収益と費用、資本的収支とは、施設整備や企業債の元金償還など、費用とその財源となる収入を言います。

まず、表の左側の収益的収支について御説明いたします。

収入につきましては、第3次中期計画の目標としている患者数を見込むとともに、一般会計繰入金を含め、17億6,227万円をお願いしております。

支出につきましては、17億5,702万円余をお願いしており、差し引き524万円余の収益を見込んでおります。

次に、右側の資本的収支につきまして御説明いたします。

引き続き、一般会計からの繰り入れを行わず、収入をゼロとし、支出のみ、4億2,427万円余をお願いしております。

なお、財源につきましては、内部留保資金を充てることとしております。

86ページをお願いいたします。

収益的収支に係る支出であります。

右の説明欄1番の医業費用につきましては、給与費、材料費等で17億171万円余、2の医業外費用につきましては、企業債の利息等で5,526万円余をお願いしております。

87ページをお願いいたします。

資本的収支に係る支出であります。

4の建設改良費につきましては、病院施設の整備や器械備品等の購入費で1億9,864万円、5の企業債償還金につきましては、2億2,563万円余をお願いしております。

病院局からは以上であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 医療政策課ですかね、近年、熊本の医師不足が言われて、特に、産科、小児科、脳神経外科。先般、熊日新聞にもそのことが報道されておりましたけれども、この医師不足の現状をどういうふうに認識しておられるのかお尋ねいたします。

○岡崎医療政策課長 医師不足の現状と課題等について御説明申し上げます。

熊本県は、今現在、勤務医が約5,000名いらっしゃいますが、その約6割が熊本市内に集中しております。ここ10年の医師は、県全体では600名ふえておりますが、ほぼ9割以上が、増加分が熊本市に集中しております。医師の地域偏在が一番の大きな課題となっております。

それから、今岩下委員がおっしゃいました、厚労省が発表しました報道資料等につきましては、ことしの2月に国の医師需給分科会で暫定的な数値が公表されております。それによりますと、県全体では全国で上位14位ということで、医師多数県というふうな位置づけがなされておりますが、医療圏ごとに見てみますと、熊本医療圏、それから芦北医療圏は多数区域でございますが、一方で、球磨、鹿本、天草、宇城、阿蘇につきましては少数医療圏ということで、特に、阿蘇圏域に

つきましては、全国335の中の後ろから10番目という非常に厳しい状況になっております。

こうした中で、予算のほうでも説明させていただきましたが、熊本大学への寄附講座等の設置を通しまして、地域で働く医師が定着するような仕組みを31年度以降強化してまいりたいと思っております。

○岩下栄一委員 要するに、偏在が問題だということですね。

○岡崎医療政策課長 地域偏在が一番の課題と思っております。

○岩下栄一委員 熊本は子育て日本一ということを目指しておりますけれども、そういう中で、特に、小児医療というか——の充実度が非常に気になるわけですね。小児科医が少ないというのは、やはりそういう点で大変問題ではないかなと思っておりますけれども、小児科医についてはどうですか。

○岡崎医療政策課長 小児科医につきましては、近年、少しずつ熊本大学への小児科の入局者もふえておるといふふうに聞いておまして、これから地域ごとに、小児科や産科の必要数等については、31年度に医師確保計画というのを県で策定することになっておりますので、その中で、大学や医師会等専門家の意見を聞きながら、必要数等について議論していきたいと思っております。

○岩下栄一委員 周産期医療等についても何度か厚生委員会で取り上げさせていただきましたけれども、市民病院が新しくできつつありますけれども、まだ開院しておりませんので、周産期医療あたりの充実をよろしく願いしておきたいと思っております。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 新規事業で、災害救助対策費のところ、被災者生活再建支援基金への拠出金という形で熊本県から出されるんだろうと思いますけれども、この制度設計というか、どのような——全国から恐らく集めて、それを運用するんだろうと思うんですけども、その制度設計の話と、どういう形で運用していくかをちょっと教えてもらえればと思います。

○沼川健康福祉政策課長 今被災者生活再建支援基金の拠出金のお話でしたけれども、基金の今ちょっと名前が変わっているんですけども全国知事会という組織の中で運用しているんですが、近年の熊本地震もですが、その後の西日本豪雨、その関係でも拠出金が相当出ておりまして、その関係で、今回また新たに全国で400億の基金を造成するというのを全国知事会で決定いたしまして、これ、400億の内訳を均等割で2割、あとは世帯数割で8割という、2対8で各県で分担しておりまして、その分担額が、うちで言いますところの5億9,000万円余ということになってございます。

○藤川隆夫委員 ということは、いろんな災害があったために、この拠出金が枯渇したというふうに考えていいんですかね。それで、新たに集め直すという考えですかね。

○沼川健康福祉政策課長 基本的にはそういうことでもいいかと思います。

○藤川隆夫委員 この基金というのは、ある

意味、知事会が承認すれば出せるのか、どういようなコントロールをしながらこの拠出金というのは出していつているのかという、その付近はわかりますか。

○沼川健康福祉政策課長 この被災者生活再建支援基金、最高で300万円支給しますが、財源の半分は国費になっております。半分がこの今知事会の持ち分、この拠出金になっておりまして、国は、そのたびごとに必要な額を国費から出してくるという形で運用されております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 なかならよかですか。

○高野洋介委員長 はい。藤川委員、どうぞ。

○藤川隆夫委員 障がい者支援課だろうと思うんですけども、精神障害者、措置入院された方を地域へという話が先ほどあったかと思えますけれども、措置入院の方を地域へ出すにはそれ相応のリスクもあるし、そう簡単なお話じゃないと思うんですけども、どうやってこれをやっていく、どのような計画で、どういうふうに進めていかれるのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございませぬ。

この退院後支援につきましては、もともと平成28年に相模原の殺傷事件がございまして、それを受けて精神保健福祉法を一部改正をしようということで動きがあったわけなんですけれども、法改正、まだできておりませんで、昨年3月に、国がいわゆる退院後

支援のガイドラインというものを発出してあります。それで、各都道府県に退院後支援を求められているところがございます。本県においても、今試行的に、今年度、精神科病院、保健所と、あと各地域の相談支援事業所とかで構成する——いわゆる退院の前に退院した後の支援をどういうふうにしていくか、これは個別に違うと思うんですけども、その支援計画をつくって半年間見ていこうというところで進めていく制度でございます。本県としては、来年度の4月からの本格実施に向けて、現在、県内では4件試行をしているところがございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 確かに、地域へというのは自然な流れだし、当然やっていかなきゃいけない課題だろうというふうに思っています。

ただ、その中で、この措置入院に関しては、やっぱりハードルが高いと思うとですよ。普通の精神科に入院されている方よりもさらにハードルが高いので、本当に大丈夫かなというのが正直な気持ちなんで、今4件見られているということなので、これをきちっと追いかけていただいて、課題等も恐らく出てくると思いますんで、それを整理していただいて、きちっとした形で地域へつないでいただければと思います。頑張っていたいただければと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 48ページ、子ども家庭福祉課のほうにお尋ねしますが、清水が丘学園の整備事業が出てますけれども、これは、現地の建てかえということで了解していいのかというのと、どんな感じで建て直すのがちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○木山子ども家庭福祉課長 清水が丘学園の

施設整備でございますが、今年度、あり方検討会を実施しまして、建てかえの場所につきましては、現地での建てかえということ想定いたしております。

今後、計画的に整備計画をつくりまして、それに基づいて順次、寮をつくったり、校舎をつくったり、グラウンドを整備したりということで進めていく予定でございます。

以上です。

○西聖一委員 定員等は、現体制ということによろしいのでしょうか。

○木山子ども家庭福祉課長 人員等につきましては、当然、家庭的養護をしていく上では、できるだけケアを充実していく必要がございますので、その辺の人員につきましては、現在、人事当局とも調整をいたしております。今後、人員増も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○西聖一委員 職員のほうもですが、子供の——受け入れ人数のほうの体制という意味でちょっとお聞きしたかったんです。

○木山子ども家庭福祉課長 定員のほうにつきましては、男子と女子棟を含めまして、1棟当たり約8人を定数として考えておまして、男子棟が8人掛ける2で16名、女性棟が8名ということで、トータル24名を想定いたしております。

○西聖一委員 了解しました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 17ページですけども、先ほど岩下委員のほうから医師不足というふうな話があって、この資料を見ますと、看護師とかもそういう人材不足というふうなこと

で、ここに書いてありますのは、17ページの1番の(2)福祉人材緊急確保事業というふうなことで、この事業の具体的な内容と、これは数年度取り組まれているのかどうかということと、マッチング機能強化ということとか方向性、定着支援だとかということ、数年度されていけば、その成果とか定着率とかその辺を、あるいはこの事業でどれぐらいの人材を確保するのかというふうなことをちょっと中身を教えてください。

○唐戸高齢者支援課長 お尋ねの福祉人材緊急確保事業でございますけれども、こちらの事業としては、中身としては、大きく2つございます。1つ目としては、福祉人材の方の参入を促進していくという内容と福祉人材のマッチング機能強化、これが1つ目の内容でございます。2つ目としては、福祉系高校生の育成支援を行うという、大きく2つの柱になってございます。

1つ目のところでございますけれども、福祉人材参入促進事業といたしましては、福祉人材センターのコーディネーターの方を、嘱託職員を配置するといった調整を強化するですとか、あと介護の魅力を発信するための出前講座、これは、31年度30回ほど予定しております。そのほか、福祉の入門セミナーといたしまして、福祉の基礎的な講座ですとか施設見学を開催する、この31年度は7回ほど予定しております。学生等を対象とした職場体験のほうについても強化をしていくということを予定してございます。

さらに、人材のマッチングの機能強化事業といたしましては、福祉人材センターにキャリア支援専門員のほうを配置いたしまして、常勤を1名、嘱託3名ということで、こういった方々など、いろんな調整もいただきまして、合同面接会の開催ですとか、求人アドバイザーの派遣、求人力アップセミナー、そういったものなどを開催するというところを行

っておるところでございます。

2つ目の福祉系高校の高校生の育成支援事業につきましては、こういった方々が実習ですとかそういった際に、教材費ですとか、さまざまな実習費、そういったものがかかりますので、そういった費用を助成するというものでございます。

具体的な成果なんですけれども、ちょっとさまざまな事業を行っている形になりますと、この事業で具体的に定着率がということは、ちょっと切り出しが難しいんですけれども、参入促進の中では、こういった福祉人材センターの事業、大変要請でございますので、我々としても、引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

○小早川宗弘委員 福祉関係の事業をされている方の話では、やっぱり本当に人材が不足してきているというふうな切実な悩みというか、混乱しているというか、非常に困っていらっしゃる事業所もありますので、しっかりとこういうものを展開していただきたいというふうに思います。

もう1つ、よろしいでしょうか。

○高野洋介委員長 はい、どうぞ。

○小早川宗弘委員 56ページですけども、これは代表質問にもあったかと思いますが、発達障がい者支援医療体制整備事業というふうなことで、この身近な地域で対応できる専門医の養成を行っていかれる、あるいは診断待機を解消するための何か取り組みをやられるというふうなことで、もう少し具体的なこの内容を教えていただきたいと思えます。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

これは、代表質問のほうで溝口議員のほう

からいただいたものが、56ページの(4)のところに発達障がい者支援医療体制整備事業ということで、専門医の養成と診断待機解消等に要する経費ということで記載をさせていただいております。

代表質問のほうで答弁をさせていただいた部分が、待機解消等に要する経費の部分でございまして、これ、国の補助事業を活用しまして、来年度から北部と南部の発達障がい者支援センターのほうに専門の心理士を1名ずつ置くことにしています。

診療時間の短縮を図ると——こども総合療育センターが、まず5カ月の待機という状況にございますので、その待機期間の短縮を図って、早期発見と早期療育治療に結びつけるというところを狙っている事業でございまして、今の平均的な診療時間というのが、大体通して360分ぐらいということでございますので、まず初診と検査、そして診断、再診と医療機関へのつなぎとカウンセリングということをするんですけども、その一部分を北部と南部の発達障がい者支援センターのほうに担わせるということで、そこをやっていただくことで、我々の試算では、5カ月待ちを3カ月短縮して2カ月ぐらいにしようという状況でございます。

○小早川宗弘委員 この発達障害の診断にかかわることについては、非常に学校現場の中でも診断に時間がかかり過ぎるというふうなことで、そして、その子供たちの学校での指導だとか、あるいは教育について、学校の先生方も混乱するというふうなことなんですよね。もういつも診てもらおう、診断してもらわぬと、なかなか学校側の対応というのも中途半端になってしまうというふうなことで、そこはできるだけ早く診断をして、そして子供たちの適正な療育だとか、あるいは教育だとかいうのにつなげていかねばならないというふうに思いますので、こういったものをできる

だけ学校現場あるいは福祉の事業所とかには伝えていただいて、しっかりとした体制がつくれるように頑張っていたきたいと思いません。

以上です。

○松野明美委員 関連ですけれども、先ほど子供が今、待ち時間が5カ月とおっしゃって——10年ぐらい前は4カ月待ちだったんですよ。だから、ちょっと1カ月ぐらい待ち時間がふえているんじゃないかな、長くなっているなと思ひまして——逆に2～3カ月になっているのかなと思ったんですけども、長くなっているんですね。やっぱりこれは、私はその当時から思っていたんですけども、2～3週間ぐらいかなと思うんですよ。ですから、こういうふうな待機解消等に要する経費も出ているようですから、もうちょっと待ち時間を短くするように努力はしていただきたいというふうに要望いたします。

○永友障がい者支援課長 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 72ページで、健康づくり推進課から説明をいただきました歯科保健推進事業の中で、フッ化物洗口のそういう内容が盛り込まれていましたが、そのフッ化物洗口には幾らぐらい使っているということですか。

○新谷健康づくり推進課長 フッ化物洗口について、市町村に対して補助しておりますけれども、補助金額が約3,100万円でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、ここで、歯科保健推進事業のほとんど——3,800万ということですから、この予算がですね。そのうち

の3,100万がフッ化物洗口に使うということであれば、ほとんどがフッ化物ということで、これは、これまでも議論ずっと続いているので、賛否両論、フッ化物洗口についてはあるんですけども、私は基本的に反対という立場なんですけど、このフッ化物洗口についてはふえているんですか、減って——毎年どうでしょうか。

○新谷健康づくり推進課長 現在実施している市町村の小学校、中学校につきましては、熊本市を除いては、本年度100%実施しております。それは、希望するお子さん、保護者の方も同意をしたお子様ということでございます。御理解をいただきながら、そういう希望する方をふやしていきたいと思っております。きちんとした安全性ですとか効果というものを御説明をして普及していきたいと思っております。

○高野洋介委員長 岩中委員が言われたのは、予算の推移なんですよ。

○新谷健康づくり推進課長 予算は、計上させていただく補助金は、ほぼ同額で計上させていただいております。市町村の実施によって実績が変わってきますので、前後はございますけれども。

○岩中伸司委員 そうすると、フッ化物洗口を各現場の中では、まあそれですと、現状の中で推移をしてきているという理解でいいんですよ。

○新谷健康づくり推進課長 はい、それでよろしいと思います。

○岩中伸司委員 これは平行線でいきますね。それぞれの学校で、現場の先生方も大変管理に苦労されている部分というのがたくさ

ん入ってきますので、そこら辺については、どういう配慮をしていいのかわかりませんが、慎重に取り扱いのほどをお願いしたいというふうに思います。要望です。

○岩下栄一委員 薬務衛生課ですかね、移植医療の問題ですけども、池江璃花子の白血病問題で骨髄バンクの問題がえらい注目を浴びておりますけれども、現状で、本県でこの白血病、骨髄移植を望む人とか、そういう人はどのくらいいるのか。そしてまた、移植コーディネーターが1人だと聞いているけれども、これは増員されるんですかね。移植コーディネーターには、特殊な試験とかあるいは資格とか免許とか、そういうものが要るんですか。

○大川薬務衛生課長 まず、骨髄移植についてお答えをいたします。

国内で骨髄の移植を希望されている方が、平成30年の12月末現在で1,347名、そのうち、熊本県では14名の方が希望をされております。

ドナーにつきましては、提供してもいいよという方、登録の数ですけども、全国で49万3,000人余ということで、熊本県では7,000名の方に登録をいただいております。熊本県の登録につきましては、全国平均を上回っている状況です。

それから、2つ目の御質問の移植医療推進の県のコーディネーターにつきましては、昨年度まで後継者の育成ということで予算をつけていただきましたので、育成を図っておりました。日本臓器移植ネットワークの認定試験に合格をいたしまして、後継者の資格を取っておる状況で、現在は2人ということになっております。

○岩下栄一委員 試験があるんですか。

○大川薬務衛生課長 はい、ネットワークの試験がございます。

○岩下栄一委員 池江璃花子の問題で随分全国からドナーを希望する人がふえて、やはりまだ日本の、あるいは熊本の社会で、いわゆる共生社会の基本的な、人の命を救ってやろうというとうと思いは、大変大事な問題だろうと思います。ぜひ広報活動を……。

もう1つ、いいですか。

○高野洋介委員長 はい、どうぞ。

○岩下栄一委員 引き続きまして済みません。

食の安全ですけれども、昔は食中毒、食品衛生法という法律があつて、日本もえらい食中毒が昔多かったですもんね、我々の子供のころは。赤痢だの何だのいっぱいあつて。今日では、食品安全基本法という新しい法律がつくられて、多面的に、食の安全だ、添加物とか農薬とかいろんなものが図られておりますけれども、食品添加物の安全性については、熊本県では何か対応があるんですか。

○厚地健康危機管理課長 食品添加物につきましては、うちの所管ではなく、別の部になると理解しています。

ちなみに、当部といたしまして、食中毒に関しましては、例えば、乳肉、あと輸入食品、そういったものの流通、あるいは流通に出す前の段階で検査をいたしまして、そういった感染症あるいは病原体、そういったものが出回らないというような形にしております。

○岩下栄一委員 そういうことを検査したり、分析したりする機関があるんですか。ほかの県でやっているんですか。

○厚地健康危機管理課長 肉に関しましては、食肉衛生検査所というのがございまして、そこから職員がそれぞれ、例えば、屠場あたりに行きまして、食品が流通する前の検査……。

○岩下栄一委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんかなければ、以上で質疑を終了いたします。それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第48号、第50号、第64号、第68号、第80号、第81号、第82号及び第83号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

○岩中伸司委員 第48号に反対、それ以外は賛成。

○高野洋介委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました第48号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの第50号外6件について採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項について御説明いたします。

厚生常任委員会報告事項と書かれたA4縦の資料をお願いします。

資料の1ページをお開きください。

私のほうから3点御報告がございます。

まず、1点目、住まいの再建に向けた支援策等について御報告いたします。

冒頭の部長の挨拶にもございましたが、まず、本定例会に提案しております6つ目の新たな支援策を含めた住まいの再建支援策について御説明いたします。

1ページの上段のポンチ絵をごらんください。

右に記載しておりますが、上のほうから自宅再建、民間賃貸住宅、それから公営住宅と、再建先ごとの支援を示しております。

まず、1つ目が、①自宅再建の場合の高齢世帯向けの新型住宅ローン、いわゆるリバースモーゲージ型融資に対する利子助成です。

そして、その下の2つ目、②子育て世帯を含めたそれ以外の世帯に対する自宅再建のための利子助成を行っております。

3つ目が、その下、③で民間賃貸住宅に入居される場合の初期費用の助成です。

また、4つ目は、その右側に④と書かれておりますが、再建先にかかわらず、仮設住宅から再建先に転居される世帯に対する転居費

の助成です。

左に戻っていただいて5つ目、⑤と書いておりますが、民間賃貸住宅向けに6月補正予算で計上いたしました民間賃貸住宅で再建される方のうち、保証人がいない世帯に対する支援を行っております。

そして、今回6つ目の支援策といたしまして、一番下の⑥公営住宅へ転居する際の入居支度費用として一律10万円の助成を考えております。これは、今後災害公営住宅が順次完成し、入居が本格化いたしますが、関係市町村から、公営住宅に入居される世帯の中には、入居に際し必要となるエアコン、ガスコンロ、照明等そろえることに負担感があるとの声を受け、円滑な入居に向け、支援が必要と考えたためです。

なお、この6つ目の支援策は、3つ目、③の住み替え初期費用の助成、4つ目、転居費用、これと同様に、県の復興基金を財源とし、市町村が直接実施する事業のため、予算は市町村課に一括計上されており、総務常任委員会で御審議いただくことになっております。

次に、資料下段の仮設住宅入居世帯の状況について御説明いたします。

昨年12月末時点の入居世帯数8,733世帯について、下の表を見ていただくと、縦軸に住まいの再建の実現性を上から下に、高い世帯から低い世帯に、横軸に日常生活の自立性で、右から左に、それが高い世帯から低い世帯を示しており、大きく4分割しております。

表の見方といたしましては、上段が住まいの再建に問題がなく、下段が住まいの再建に何らかの課題がある。また、表の右側から日常生活において支援の必要がなく、左側が支援が必要であるということになります。

表の特性を御理解いただいたところで、まず、右上の区分1、生活再建可能世帯と書いていますが、ここは、住まい再建、日常生活

ともに問題がない世帯で4,993世帯、全体の57%と過半数を占めております。この世帯については、日常的な見守りは実施いたしますが、自立した世帯で特段の支援は必要ないという世帯でございます。

それから、左上の区分2は、住まい再建には問題ないものの、日常生活での支援が必要な世帯で1,403世帯、全体の16%となっております。この世帯については、地域支え合いセンターが中心となって、継続的に見守りを行いながら、必要な支援を実施してまいります。

それから、右下の区分3、こちらは住まい再建で支援が必要ですが、日常生活では問題のない世帯で1,882世帯、全体の22%となっております。この世帯については、地域支え合いセンターによる再建状況の聞き取りや、住まいの再建相談員による伴走型の支援で物件の紹介等を行ってまいります。

最後の左下、区分4は、住まい再建、日常生活ともに支援が必要な世帯で455世帯、全体の5%と最も少ない区分であります。ただ、経済面や健康面など複合的な課題を抱えておられる世帯が多いため、地域支え合いセンター、生活再建支援専門員、市町村など、関係機関が集中的に伴走型の支援を実施してまいります。

今後、仮設住宅の入居者は、順次3年の供与期間を迎えることとなり、この区分3、区分4の住まい再建について課題を抱える世帯の支援に力を入れております。その中でも、民間賃貸住宅への入居を希望される世帯は延長要件に該当しないため、次の住まいの確保に向けて、特に寄り添った重点的な支援をしてまいります。

また、区分2、区分4の日常生活に課題を抱える世帯に対しましては、再建後の生活を見据え、既存の福祉施策等の活用を前提に、市町村や関係機関と連携しながら支援してまいります。

続きまして、資料2ページをお願いいたします。

2点目の御報告で、被災地のコミュニティの再生に係るくまもと型福祉のまちづくり推進指針の策定についてです。

ちょっと別冊で本体の資料も配付をいたしておりますけれども、この概要のほうで御説明をいたします。

今回の指針は3章立てになっておりますが、まず、第1章の1、指針策定の趣旨についてです。

熊本地震によって被災地では、地域コミュニティの再生や災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成が急務となっております。このため、被災地におけるコミュニティの形成等の支援を総合的かつ重点的に進めるため、本指針を策定することといたしました。

次に、第2章、熊本地震の発生に伴う課題です。

仮設住宅入居者の課題については、先ほど1ページで御報告したとおりですが、コミュニティにおける課題としまして、再建が進む被災地でのコミュニティの再生、それから災害公営住宅の整備で新たに誕生する地域の早期のコミュニティ形成、また、一方で、再建に伴い減り続ける仮設団地入居者のコミュニティ機能の維持が考えられます。

そこで、資料の右側の第3章、取り組みの推進・支援施策の展開として記載しておりますが、まず、1、被災地のコミュニティ形成に係る支援といたしまして、(1)、(2)と書いておりますが、県が従来から推進しております地域の縁がわづくりや地域の結びづくりなどのくまもと型福祉のまちづくりにつきまして、被災地域における補助率のかき上げなど事業の拡充を図り、重点的な支援を行うこととしております。

また、(3)にも記載しておりますが、地域の結びづくり推進支援事業の中で、新たに住

民主体の地域福祉活動を支える人材確保に向けた地域の底力向上研修事業を実施し、福祉のまちづくりリーダーの養成を行っていききたいと考えております。

また、2、被災者の生活再建や被災地の復興に向けた支援につきましても、地域支え合いセンターによる支援を初め、ここに書いておりますが、こころのケアセンター事業等を引き続き取り組んでいくことをあわせて掲げております。

今後のこの指針のスケジュールにつきましては、既に県の地域福祉推進委員会での協議、市町村への意見照会、パブリックコメント等を実施しておりますので、今議会での報告を受けて、予算の成立後、3月中の策定を予定しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3点目、最後の御報告になります。

これは、災害救助法の一部改正に伴う救助実施市の指定についてでございます。

昨年6月に公布された改正災害救助法において、これまで都道府県が実施主体とされていた被災者の救助を、政令市のみずからの事務として行うことが可能となり、救助実施市制度が創設されております。

熊本市は、来月4月1日の救助実施市の指定を目指し、先月27日に国へ申請をされております。今後、国から県に対する意見聴取を経て、内閣総理大臣による指定の公示が4月1日に行われる予定です。

救助実施市の指定後においても、これまでに以上に熊本市と緊密に連携するとともに、発災時には、県が広域調整を図りながら、被災者の公平な救助や一日も早い生活再建のため、取り組むこととしております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

報告事項4ページをお願いいたします。

第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について御報告をいたします。

当該計画につきましては、11月議会の本委員会におきまして御説明をした後、12月下旬から1月中旬までパブリックコメントを実施し、外部有識者で構成するひとり親家庭等自立促進計画推進委員会の審議を経て、2月に計画を策定いたしました。

なお、パブリックコメントでは、特に御意見がなく、11月議会で御報告をさせていただいた計画の概要に変更はございませんでした。

計画の概要と、別添で本計画を参考までに添付させていただいております。

次に、報告事項5ページをお願いいたします。

熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)の策定について御報告いたします。

当該計画につきましても、11月議会の本委員会において御説明をさせていただいた後、12月下旬から1月中旬までパブリックコメントを実施し、外部有識者で構成する男女共同参画審議会の審議を経て、2月に計画を策定いたしました。

なお、パブリックコメントでは18件の御意見をいただきましたが、いずれも今後の推進に向けた参考意見が多く、11月議会で御報告させていただいた計画の概要に変更はございませんでした。

計画の概要と、別添で本計画を参考までに添付させていただいております。

子ども家庭福祉課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料6ページをお願いいたします。

熊本県アルコール健康障害対策推進計画の

策定について御報告いたします。

当該計画につきましては、11月の厚生常任委員会におきまして御説明後、12月下旬から1月中旬までパブリックコメントを実施し、2月に策定をしたところでございます。

なお、パブリックコメントでは1件の御意見をいただきましたが、医療保険、福祉等の関係者で構成しますアルコール健康障害対策推進協議会において協議し、既に計画に盛り込んでいる内容でございましたので、以前御説明しました計画の内容に変更はございません。

本計画及びその概要を参考までに添付させていただきますいております。

障がい者支援課からの報告は以上でございます。

○高野洋介委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。——ございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

○厚地健康危機管理課長 済みません、先ほどの私の説明が間違っておりましたので、説明させていただければ幸いです。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○厚地健康危機管理課長 先ほどの岩下委員の食中毒に関して、食品添加物について検査してないかということでございましたけれども、小売店から流通している食品の提供を受けまして収去検査というものをしております、その中で、食品添加物、あるいは重金属、微生物、そういったものがまざってないかということを担当のほうで検査しております。そのほか、農産物の残留農薬等につきましても検査をしておりますので、先ほど

の説明は間違っておりました。大変申しわけございません。

○高野洋介委員長 岩下委員、大丈夫ですか。

○岩下栄一委員 はい。

○新谷健康づくり推進課長 委員長、済みません。先ほど、岩中委員から、市町村に対するフッ化物の補助金の金額ということで、私のほうから約3,100万円と申し上げましたけれども、約2,900万円でした。3,100万円というのは、保健所からのそういう地域への支援等も含まれた事務費が入っておりましたので、補助金額としては約2,900万円と30年度と同額でございます。

以上です。失礼いたしました。

○高野洋介委員長 岩中委員、大丈夫ですか。

○岩中伸司委員 はい、いいです。

○高野洋介委員長 わかりました。

ほかに、皆様、修正ありませんか。

続けます。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました、平成30年度厚生常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成いたしましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行

部とで協議し、当委員会として8項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案について何か御意見等はありませんでしょうか。——ありませんか。

では、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で委員から何かありませんか。

○藤川隆夫委員 保育園等における食費の件で実費徴収の話が出ているかと思っております。この件に関して、やっぱり園によってその徴収額が違ったりとかしてしまうと、さまざまな部分において混乱を招きかねないので、できれば、自治体単位で統一化というふうなものが組めないかなというふうな話も入っております。これは、当然国の制度だろうと思っておりますので、これに関して県としてどのような対応というか、どういうふうな立場で、どのように国に対して言っただけなのか、ちょっと聞かせていただければと思います。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でござ

います。

先日来、保育団体のほうから、委員御指摘のような要望がございまして、承っております。その辺の意見につきましては、厚生労働省のほうにも伝えて、厚生労働省のほうでも検討がなされておると思っております。

今後、この取り扱いについて、連絡、通知等があるかと思っておりますので、自治体単位で均一した取り扱いにするとかいろいろ考えられると思っておりますので、その辺は、国の考え、通知あたりを踏まえて調整していきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 まあ、国の制度なので、県から何とも言いがたい部分があるかというふうに思いますが、現場では、本当にこれは困った課題なので、ぜひこれは調整いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、これをもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

○高野洋介委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、6名出席されておられます。それでは、この場をかりまして、一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、まず初めに、三角病院事業管理者、お願ひいたします。

（病院事業管理者、子ども・障がい福祉局長～薬務衛生課長の順に挨拶）

○高野洋介委員長 退職予定の皆様、本当にありがとうございました。

ここで、突然ではございますけれども、退職はされないというふうな話でございますけれども、最後に、古閑健康福祉部長に一言御挨拶をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（健康福祉部長挨拶）

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

ここで、今年度最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、岩本副委員長とともに円滑な委員会運営に努めてまいりましたが、委員の皆様方初め、皆様方には本当に温かい御指導、御協力を賜り、終始熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

また、健康福祉部長の古閑部長、病院局、三角病院事業管理者を初め、執行部の皆様方におかれましても、常に丁寧な説明と御答弁をいただきました。諸問題につきましても誠実に対応していただきましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきました、この3月をもって退職される方々におかれましては、長い間本当に御苦労さまでございました。県を去られましても、県民の一人として県政の発展にお力添えをお願いするとともに、これまでの行政と知識を生かされ、新たな場所での御活躍を心よりお祈り申し上げます。

1年間、私、皆様方と仕事をさせていただきましたこと、感じたことは、県民の健康、また福祉、またいろんな形で、先ほどの部長の話じゃありませんけれども、揺りかごから墓場まで、ペットまでといった幅広い分野で、真摯に、皆様方本当に頑張っておられることを本當につくづく痛感をいたしました。

また、最近では、白血病の問題、また、子供の虐待の問題等々、社会問題化されている

ことに対しましても、本当に皆様方、真摯な対応、またこれからの熊本の健康、そして福祉を本當に真剣に考えておられることをつくづく痛感をいたしました。

これからはしっかりと我々一丸となって、皆様方とともに、すばらしい県政運営に取り組んでいこうというふうに思っておりますので、これからは皆様方の御指導をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

また、復興に関しましても、震災から3年たとうとしているわけでございますけれども、本當にこれからまた新たなステージで、それぞれの御苦労があられると思っておりますけれども、真摯にこれからは取り組んでいただきまして、一人でも多くの方々が一日も早い復旧、再生に向けて取り組んでいただきますように要望したいというふうに思っております。

最後になりますけれども、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶にかえさせていただきます。

1年間、ありがとうございます。（拍手）

次に、岩本副委員長からも一言お願ひいたします。

○岩本浩治副委員長 委員の先生方には、この1年間、充実した委員会に御協力を賜り、また、熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日で最後になりますが、委員、執行部の皆様方には、今までこの委員会で議論されましたことを踏まえ、県政あるいは厚生分野の発展のため、頑張っただけけたらと思うわけでございます。

厚生常任委員会、そして健康福祉部の議論の中で、熊本県民の健康と安心して生活できる——生活面全てがこの健康福祉部にあるんではないか、そしてそれを議論するのが厚生常任委員会であったのではないかとお

ります。私は、皆さん方から大変勉強させていただきましたし、また、委員の先生方からもいろんな勉強をさせていただきました。本日で最後になりますが、今後とも、いろんな県民の幸せのためにお力をいただき、そして皆さん方も御尽力をしていただければと思います。

本日は、まことにお疲れさんでございました。（拍手）

○高野洋介委員長 以上をもって終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時5分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長